號和廿一年十二月廿七日 外

昭和十四年十月鳥取縣令第三十三號鳥取縣漁業取締規則中

◇鳥取縣令第百一號

第五條中「書記」の前に「事務官」を加へる。

第四條中「技師及技手」を「技官」に改める。 第三條中「技師」を「技官」に改める。

◇鳥取縣令第百號

のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

大正五年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣水產試驗場規程中次

縣

昭和廿 一年七二月廿七日

金

臘 B

次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

第十七號、 第一條第一項中「第九號、第十一號、第十二號、 第十八號及び第十九號」を削り各號を順次繰り 鳥取縣知事 第十四號 =

◇鳥取縣令第百二歲

あげる。

「書記」の前に

第二條中「技師技手」を「技官」に改め

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

「事務官」を加へる。

金灰付規程中次のやうに改正し公布の日からこれを施行す 昭和十八年三月鳥取縣令第二十四號漁業生產獎勵施設補助

鳥取縣知事

Ξ

昭和二十一年十二月二十七日

別表を左の通り改める。

第三種郵便物配可昭和四年四月十五日

00287

漁業會

水産業會」に改める。

風取縣公報

昭和二十一年十二月廿七日 (第三種郵便物配可)

施設 漁業改善 する。 昭和十八年三月鳥取縣令第二十三號生鮮魚介類出荷施設補 第一條中「漁業組合、 助金交付規程や次のやうに改正し公布の日からこれを施行 ◇鳥取縣令第百三號 昭和二十一年十二月二十七日 入 漁船救難ニ要スル費用 漁船救難ニ必要ナル救難所 スル費用無線通信施設ニ要 漁業用無線陸上局テ改善ス ルニ要スル費用 魚礁又ハ魚災ノ設置 鳥取縣知事 漁業組合聯合會、 林 出荷統制組合一を 其ノ他知以內 水産業會十分ノ五 関 ト 認ムル 事ノ適當 漁業會、 同 補助金ノ 同 第三條 第二條 施行する。 第 鳥取縣繭檢定所規程を次のやうに定め公布の日からこれと **◇鳥取縣今第**百四號 昭和二十一年十二月二十七日 繭の鑑定 繭の檢定鑑定及び格付に闘する研究及調査 繰系による繭の檢定 務 講習、講話、傳習及び質疑應答 鳥取縣繭檢定所規程 所長は知事の指揮監督をうけ所務を掌理して部下 繭検定所に次の職員を置く。 繭検定所は次の事業を行ふ。 鳥取縣知事

敬

Ξ

	•				<b>施</b> 物 漁 設 產 獲	施   別 事
(二) テコン	タヒ テガ	リシシホラキ		ヒ含ガアト <b>、</b> ムヒサコ	(I) (I) (I) (I)	<b>表</b>
グサヘヒ	ガヒ、バ	ツキガヒンア	エノ養・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ナマコターブシラ合	ラクシア シックライ カタティア	設
ラクサ、造成	カガヒ、	マワカ <b>グビ</b> ガリ (	セ並ニニュ	ノカヒキム ニヒ及ガン ノ <b>ニモヒハ</b>	エピンアギノ種苗	範
オ ホ ——	ナンマホ	ヒットハサブ	.E. 🗘 📑	重 バ ガ 、マグ カ フ カ リ	ワイ給 採り 日 ・	圍
				体	認 ムル 選	補助主体 
	Picture and the second		SECRETARY CONTRACTOR OF THE CO		以十費內分用	票補助 単金
	, , , ,					
(四)魚族聚集施設ニ要スル費	(ソコヒ類簡易採苗場ノ設備	等種苗ノ配給又へ放流設備のコヒ類、ワカサキ、ドゼウ	(三) 淡水魚増殖ニ要スル費用(三) 淡水魚増殖ニ要スル費用	イン 鮭、鱒増殖ニ要スル費用 (二) 鮭、鱒増産ニ要スル費用	具類人工採苗場ノ設置 はアサリ、ヘマグリ及カキ等ノ造成 アカリス・マゴノリノ附着面 エジキ及イワノリノ附着面 ロジャス・エゴノリ、	マクリ)カイメン、キリンクサ及オニクザヲ含ω)フ
同			同	同	A imi	

同

同

同

1

銀軍二十一年十二八十七日

的領域鐵鐵可)

の職員を指世監督する。

==

第五條

風取縣公報

虩

第五條 第四條 理す 事務官及び縣書記は上司の指揮をうけ庶務會計に從事す ればならない。 技官は上司の指揮をうけ業務を分掌する。 る。 所長は次の事項に關しては知事の承認を受けなけ 所長が事故のあるときは上席職員がその職務を代

第六條 ができる。 その他重要な事項 研究及び調査に闘する方法 次の事項は所長において便宜とれを處分すること

處務細則の制定及び改廢

Ξ 職員の缺勤並に除服出仕 職員の縣內出張

職員の事務分擔

四 Æ 業務に闘する書類の印行 職員以外の者の採用罷免

その他輕易なる事項

第七條 三十日迄に前年度業務功程を知事に報告しなければなら ない。但し臨時必要と認める事項はその度にこれを報告 所長は毎年三月十五日迄に次年度事業計劃及四月

しなければならない。

第八條 業務に闘する書類を印行したときは其の度に之を知事に 差出さなければならない。 所長は檢定供用繭の採取に關し常設叉は臨時の立

前項の屬託をしたときは直に知事に報告しなければなら 會人を囑託することができる。

第九條 所長は主管事務に關し官公署の公共團体その他と

文書の往復をすることができる。

◇鳥取縣令第百五號

程はこの規程公布の日よりこれを廢止する

昭和十一年七月三十一日鳥取縣令第八號鳥取縣繭檢定所規

鳥取縣蠶業試驗場規程を次のやうに定め公布の日より を施行する。 され

昭和二十一年十二月二十七日 鳥取縣知事

敬

=

理する。

第七條

場長は職員の任免に闘して知事に意見を具申する

第八條

次の事項については知事の認可をうけてこれを處

ことができる。

理するものとする。

第六條

場長が事故のあるときは上席職員がその職務を代

鳥取縣蠶業試驗場規程 蠶業試驗場は左の業務を行ふ。

第一條

原蠶種の製造及び配付

二 試驗及び調査

E 桑種苗及び標本の配付

四 講習、講話、實地指導及び質問應答

第九條

試験の設計

處務細則又は諸規程の改廢

ができる。伹し第四號の場合は處分後直に知事に報告し

次の事項は場長において便宜とれを處理すること

なければならない。

第二條 蠶業試驗場に次の職員を置く。

場

事 務 官

官

第三條 を指揮監督する。 場長は上司の命をうけ場務を掌理して部下の職員

第十條

職員の縣外出張は知事の認可をうけなければなら、

四 Ξ

小使、

業手の採用罷免

職員の賜暇並びに旅行及び除服出仕

職員の管内出張 職員の事務分擔

ない。

第四條 する。 事務官及び縣書記は場長の指揮をうけ庶務に從事

技官は場長の指揮をうけ技術に從事する。

昭和二十一年十二月廿七日

第三種郵便物認可

昭称二十一年十二月廿七日

〈第三種郵便物配可

五

歸場後は直に復命書を提出しなければならない

第四號 第三號

削除 削除

明治二十七年十月鳥取縣令第七十二號獸肉販賣取締規則の

一部を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

敬

 $\equiv$ 

◇鳥坂縣令第百九號

1)

Ď.

はこの規程公布の日よりこれを廢止する。 昭和二年三月鳥取縣告示第六十二號鳥取縣蠶業試驗場規程

#### ◇鳥取縣令第百六號

發疹チフスの豫防について次のやうに定める。 昭和二十十年十二月二十七日

鳥取縣知事

内にとれを所轄市町村長に屆出でなければならない。 劇しい頭痛を伴つた發熱患者を診察したときは一時間以

十月一日から翌年六月三十日迄の間に於て醫師は

**伹し臀師が明らかに發疹ゲフスで無いことを認定した場** 

合は此の限りでない。 市町村長は前條の届出を受けたときはすぐに發疹

あるときは八時間以内に患者を傳染病院隔離病舍又は適 チフス患者發見班にこれを検診させ、發疹テフスの疑ひ 當な場所に隔離しなければならない。

rusing

第四條 者及び病毒感染の疑ひある者は、 内にこれを隔離しなければならない。 本令に違反した者はこれを科料に處する。 市町村長は發疹デフスの疑ひある患者の家族同居 前條の檢診後八時間以

本令は公布の日からこれを施行する。

# 昭和七年六月鳥取縣令第三十一號狂犬病豫防規則

昭和二十一年十二月二十七日

第九條 第八條 削除 削除

様式 項」に改める。 第一號 削除

昭和二十一年十二月廿七日

第三條

◇鳥取縣令第百七號

次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。 敬

鳥取縣知事一林

第 七條 削除

第十條中「第六條第二項又へ第七條」を「又へ第六條第二

第二號 削除

明治三十九年八月鳥取縣令第二十六號屠場法施行規則細則

◇鳥取縣令第百八號

昭和二十一年十二月二十七日

を次のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

第四條

削除

第五條中「獸肉販賣者」を「獸肉販賣營業者」に改める。

第九條中「牛、羊、豚」を「牛、馬。

豚」に改める。

第十三條中「賣肉營業者」を「獸肉販賣營業者」に改める。

第十四條中「第四條」を削除する。

為取縣知事

第九條 署又、巡査派出所若、巡査駐在所ニ屆出へシ」を「屠殺 同除第二號ニョリ屠殺シタル場合ハ速カニ所轄警察 第二項中一獸內ラ屠殺解体セムトスル場合へ屠殺

察署長ノ許可ヲ受クヘシ」に改め同條第二項の次に次の 區別並其ノ理由ヲ記シ且獸醫師ノ診斷書ヲ添へ所轄警

解体ヲ爲サムトヌル場合へ獸名。

生年月日、毛色.

牝牡

◇鳥取縣令第百十號

左の縣分はこれを廢止する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知專

数

=

一項を加へる。

00294

ル場合へ速カニ所轄警察署又へ巡査派出所著へ巡査駐在 「屠場法施行規則第三條第二號ニ依り切迫屠殺ラ行ヒタ

所ニ居出其ノ證明ラ受クへ シー

趣報二十一年十二月廿七日

明治二十九年一月

月

第十一號

移動發動器

1 外

島取無公

輜

一月

同第五十

\_

號

告令施**行細則** 醫療關係者職業能力申

同第十

 $\equiv$ 

號

Ø を

日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

「犢生産檢査規則」とし、

規則中次のやうに改正

し公布

00294

昭和 明治二十四年四月 同第三十五號 々拔取締規則 口中療治、接骨、 入齒

六 年 \_ 月 同第二十四號

換ノ件を業発許鑑礼書を腹衝營業発許鑑礼書を関係を登りませる。

月 同第 衛生事業獎勵規程 書道一

◇鳥取縣令第百十一號

大正 大正

五 六

年

Ξ

月

同第十

H

號

娼妓健康診斷規則

年

布の日からこれを施行する。 大正五年三月鳥取縣令第十一號 「馬匹組合法施行細則」とし、 昭和二十一年十二月二十七日 條文中次のやうに改正し公

鳥取縣知事

「畜産組合法施行細則」を

Ξ

本細則中 改める 「畜産組合法」とあるを總べて「馬匹組合法」 K

> 第八條の二中 第八條中 通ヲ添付スベ 合ニ在リテハ 「馬匹ト馬匹以外ノ家畜トラ合併 「馬匹ト馬匹以外ノ家畜トラ合併シテ組織セ 副本二通ヲ其ノ他ノ組合ニ在リテハ副本一 シ」を「副本一通ヲ添付スベシ」 シ ,テ組織セ に改める ル

第八條ノ二ノ一中「 第九條を削除する。 ル組合ヨリ を削除する。 (洋種、 雜種、 和種) を削除する。

(別紙書式) 中「畜産組合長」 を 「馬匹組合長」 に改める。

### ◇鳥取縣令第百十二號

らこれを施行する 大正八年八月鳥取縣令第三十三號 「馬匹組合財務規程」とし、 次のやうに改正し 「畜產組合財務規程」 公布の日か

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

敬

Ξ

第三十二條を削除する。

◇鳥取縣令第百十三號

昭和十年八月鳥取縣令第四 十二號「困伯牛犢生產檢查規則」

檢 產 犢 生 名住管住所 所理 氏者名者 產 特毛 徵及 類 地 父 補**豫**本 鳥黑 第 黑 市郡 眉面 旋旋 市郡市郡 性 牡牝 村町村町 大 大 字 字 村町 月生 日年 昭 背球旋旋 號 祖母本鳥黑 祖父本鳥黑第 大字 和 番地 番地 月年

第十二條二項中「直二所屬縣農業會支部」 査員」に改める。 「其ノ種類、 番號」を 「其ノ登録記號」 に改める。 を 「所屬生產檢

査

號

祖父本縣

血

票

補豫本 鳥黑

祖母本鳥黑第

第十條中「血統、

毛色、

特徴」の次に「失格」を加へ

る。

第八條中

「市町村長」を「市町村農業會長」に改める。

第六條中 第三條中

「關係市町村長」を「關係市町村農業會長」に改

「市町村長」を「市町村農業會長」

に改める。

Ξ

第十五條を削除する。

第十六條」を「第十五條」に K 「第十八條」を「第十七條」に改める。 「第十七條」 を 「第十六條」

第二號、第三號樣式及別記樣式犢生產檢查員證票雛形の裏 面を次のやうに改める。

鳥取縣公報

號

昭和二十一年 士二月廿七日

ト其ナノ

頁考

ナノ ル他 事参 失格

(第三種郵便物配可)

九

20200

牛名 頭敷

色異

ŧ

白飛 舌白 尻豚

計

骨株

痣

毛刺

一块面旋中接侧 一块

他

計

摘

要

同上ノニ

刺毛ニ付テハ種類別)出現ヲ記入スル

3

摘要欄ニハ失格及損徴ノ名稱別

接舌、

異毛色及

月日

名町 村

牡:

計 數

牡

牡

摘

要

牝失失

檢 牝

第三號書式

昭和年

月

日懷生產檢查報告ノ

昭和二十一年十二月

備考

損徴欄其ノ他

The second second	世七日	,
	三種郵便物	

耳 標 ヲ記入スルコ 形

1

表 0 鳥生 取 縣 檢査章

10

0

0 2+29

2分5厘

備考

ハ異毛色、

牡ノ

陰囊前並牝

ノ乳房部以外

損徴欄ニハ株骨、

刺毛、

面旋缺其ノ他ノ

損徴

ヲ記入スルコト。

ノ白斑、 失格欄

白舌(口接舌ヲ含ム)及豚尻ヲ記入シ、

**犢生產檢查員證票雛形** 

衰 .....2寸2分······ 犢 生 產 昭 檢 和 杳 官職 員

證

票

縣鳥 印取

日交付

生 産檢 規 則 拔萃

裹

1

第二條中「一、

昭

和二十一

年

鳥取縣知事 十二月二十七日

二ヶ月以上ノモノ」に「一、高サ四尺二寸以上ノモノ」

年齢滿二歳以上ノモノ」を「一、

年齡滿十

Ξ

を「一、高サーー一糎以上ノモノ」に改める。

第九條中「所轄市町村役場ヲ經由シ」と「所轄地方事務所

經由」に改める。

伹書を削除する。

第二條第二項を削除する。

◇鳥取縣令第百十四號

明治三十八年二月鳥取縣令第四號牛籍規則を次のやうに改 公布の日からこれを施行する。

昭和二年四月鳥取縣令第二十三號縣有種牡牛貸付規程を文

◇鳥取縣令第百十六號

のやうに改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

敬

Ξ

昭和二十一 年十二月二十七日 鳥取縣知事

第五條中「十日以内ニ市町村長」を「十日以内ニ市町村農

業會長し に改める。

◇鳥取縣令第百十五號

第六條 第一條中

第一項に次の但書を加へる。

「因伯牛」を「本縣産牛」に改める。

施行手續を次のやうに改正し公布の日か 明治四十年七月鳥取縣令第三十二號種牡牛檢查法施行規則 らこれを施行する

外 船和二十 一年十二月廿七日

馬印縣公韓

納付

to

「但シ知事必要ト認メクル時八貸付期間中

時ニ全額ヲ

シ

此ノ場合

項

息

鄭

二種鄉俊物醫可)

沈骨等ノ名稱及其ノ出現數

ノ項 \*\* 25

昭和二十

十二月二十七 鳥取縣知事

6

#### ◇鳥取縣令第百一七號

明治四十四年一月鳥取縣令第二號家畜市場法施行細則を次 のやうに改正し公布の旨からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

敬

Ξ

附則第三號審式中「畜産組合」を「縣農業會」 に改める。

#### ◇鳥取縣令第百十八號

大正三年三月島取縣令第五號檀駒賣買取締規則を次のやう に改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

第五條中 「組合員二名ァ保證人トシ縣農業會ノ」を「犢ニ 「縣農業會」の次に「及縣馬匹組合」を加へる。

在リテ へ縣農業會員駒二在リテハ馬匹組合員各二名ヲ保

**鳥取縣知事** 

=

第十四條中「所轄市役所町村役場」を削除する。

○鳥取縣令第百二十號

大正十二年五月鳥取縣令第三十號家畜傳染病豫防法施行細 則を次のやうに改正して公布の日からとれを施行する。

シ夫々縣農業會及縣馬匹組合ノ」に改める。

络称二十一年十二月廿七日

(第三種類倒物器可)

第六條中 「犢ニアリテハ市町村農業會長ノ證明ヲ添へ縣農業會ニ 市町村長ノ證明ヲ添へ縣農業會ニ屆出テ」を

駒ニアリテへ市町村長ノ證明ヲ添へ縣 馬 匹 組 合ニ屆出 テ」に改める。

縣農業會及縣馬匹組合」に改める。 第九條、 第十三條中「縣農業會へ」を

第七條、第八條、

### 心鳥取縣令第百十九號

に改正し公布の日からこれを施行 大正十四年一月鳥取縣令第一號種牡豚檢查規則を次の B

昭和二十一年十二月二十七日

大正四年四月鳥取縣令第十四號鳥取縣立種畜場規程を次の

やうに改正し公布の目からこれを施行する。 昭和二十一年十二月二十七日

Ξ

第四條中 第二條中 「技師主事補」を「技官事務官」に改める。 「技師及技手」を「技官」に改める。

第八條中 第五條中 「二號」を削除して「三號」を「二號」 「主事補」を「事務官」に改める。 に四號

を「三號」に改める。

第九條中 ノ場合ハ知事ノ認可ヲ受クヘシ」を「五日以上ナルト 受クヘシ」に改める。 知事ニ報告シ管外ニ出張セ 「五日以内ナルト + へ其ノ旨知事ニ報告シ其ノ ン スル ハ知事ノ認可 キ

蹄師取締規則」とし規則中次のやうに改めて公布の日から 昭和六年六月鳥取縣令第四十號「蹄鐵工取締規則」を「装

これを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事

林

=

◇鳥取縣令第百二十一號

家禽ペスト」を加へる。

瘡」を「牛肺疫、口蹄疫」

に改ら「家禽虎列刺」

、次につ

第五條第一項但書や「牛ノ傳染性肋膜

肺炎、流行性鵞口

第三條中

「流行性鵞口瘡」を「口蹄疫」に改める。

、獣醫」とあるを「獣醫師」に改める。

=

本細則中

# ◇鳥取縣令第百二十三號

第六條及び第七條を削除して「第八條」を「第六條」

K

「蹄鐵工」とあるは総べて「装蹄師」と改める

本則中

第九條一

を「第七條」に改める。

日からこれを施行する。 大正九年十二月鳥取縣令第五十五號 「縣有種畜種附規程」とし規程中次のやうに改正し公布の 「種牡豚 種附規程」を

昭和二十一年十二月二十七日

爲取縣令第百二十二號 鳥取縣公報 號

昭和二十 年十二月廿七日

1

(第三演郵便物配可)

Ξ

、二號を次のやうに改める。

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物器可)

四

**瓜取縣公報** 

「牝豚」とあるを「牝牛及牝豚」 鳥取縣知事 に改める。

第一條中「種豚」を「種畜」に改める。

生後十六箇月以上ノ牛」

生後八箇月以上ノ豚」

=

第二條第二項中「有効期間へ五十日ト 牛六ケ月豚二ケ月トス」に改める。 ス を 「有効期間

第四條を次のやうに改める。

場合ヲ除グノ外種附料ヲ徴收ス 種畜場ニ飼養スル種畜ノ種附ラ為ス ト + へ左ニ該當 スル

第五條を第六條に改める。 初回種附ラ爲シ姙孕セズシテ二回以上種附シ

夕 ル

キ

又へ第五條」に改める。

第六條を削除して新たに次の第七條を加へる。

人へ其ノ仔畜ノ血統書ノ下附ヲ種畜場長ニ出願スルコ 「第七條牝牛及牝豚ノ種附ヲ受ケタルモノ又ハ其ノ承機

別記書式中 「種豚種附」を 「種畜種附」 に改める。

# ◇鳥取縣令第百二十四號

Ξ

布の日からこれを施行する。 を「鳥取縣養蜂取締規則」とし規則中次のやうに改正し公 昭和二十年六月鳥取縣令第二十四號「鳥取縣養蜂統制規則」

昭和二十一年十二月二十七日

鳥取縣知事、

敬

 $\equiv$ 

本則中「及密蠟」を削除する。

第五條を削除して「第六條」を「第五條」に「第七條」を

改正第六條中 「第六條」に「第八條」を「第七條」に改める。 「及第五條」を削除する。

改正第七條中「若へ第五條」を削除し「又へ第六條」

を

樣式第一號及第二號中「養蜂統制規則」 とあるのを「養蜂

取締規則」に改める。

様式第三號を削除する。

# ◇鳥取縣令第百二十五號

を次のやうに改 昭和十八年二月鳥取縣令第十六號鳥取縣馬事振興補助規程 B からこれを施行する。

昭和二十一年十二月二十七日 鳥取縣知事 敬 Ξ 第九條を第八條に改める。

 $\mathcal{O}$ 

1)

Ŋ

00301

第二條中第五號を削除する。

第十條を第九條に改め第二號中「(三)」を削除する。

第三條を左の通り改める。

第三條 の他知事の適當と認むる團体の左に掲ぐる費用に對し 前條第一號の施設に關する補助金は馬匹組合其

之を交付す。

第四條中「畜産組合」とあるを「馬匹組合」に改める。 **鍾付所又は種付場の工作物に付支出する費用** 

第七條を削除する。

第八條を左の通り改めるの

第七條 第二條第一號ノ施設三闘スル補助金ノ額へ左

標準ニ依ル

付場ノ工作物(既含、馬檢査場、交尾場、運動場、 第三條ノ補助金ノ額ハ一般ノ用ニ供スル種付所又へ種 手舍、給水設備、 騰壁等)ノ修繕又ハ新築、增築、 牧

築及移築ニ要スル費用ノニ分ノ一以内、 トキハ其ノ費用ノ範圍内ラ交付スルコト 但シ特別 事 第三號様式を第二號様式に改め第十五條とあるを第十三條。

第十二條を削除する。 第十一條を第十條に改め第一號中「馬政局長官」とあるを 「畜産局長」に改める。

第十三條を第十一條に改め「伹シ書」を削除する

第十四條を第十二條に改める。

第十五條を第十三條に改め第三號様式とあるを第二號様式 に改める。

第十六條を第十四條に改め第一號を削除し第二號を第一號

第十七條を第十五條に改める。

に第三號を第二號に改め第二項を削除する。

第十八を第十六條に改める。

附則中「軍用保護馬鍛錬施設補助要項」を削除する。

第一號様式備考中第七條とあるを第六條に改める。

に改める。

鳥取縣公報

號

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物配可)

五

百十二號は十二月十八日付岡山縣令第百三十二號を以てと

を廢止の旨岡山縣から通報があつた。

昭和二十

一年十二月二十七日

五七 丘丘

琴美惠

丘 五四 fi.

美代子 しな子

秋季子 閑

五三

ズコ

四九

四七

四八

田

IE.

谷

薰 たつゑ マリ子

EO

Ti

鳥取縣知事

「コレラ」像防のため十二月十三日付公布した岡山縣令第

◇鳥取縣告示第五百三十三號

割下げとする。

大正 大正 昭和十四年 三 月 昭和十四年 大正 明治四十一年三月 明治三十七年七月 明治二十三年八月 明治二十三年九月 次の縣令はこれを廢止する。 ◇鳥取縣令第百二十六號 昭和二十一年十二月二十七日 九年 五 五年二月 年 Brenda Brenda -告 月 月 鳥取縣知事 第七十二號 鳥取縣令 河第 同第 同第二十一號 同第 同第十 **同第二十九號** 同第二十七號 同第六十八號 , = 七 四 九 林 示 號 號 號 .號 規程ニ孫ル國有種牡牛種附縣有種牡牛及本縣借受 扱手續鳥取縣役內用牛登錄取 程鳥取縣役內用牛登錄規 種牡馬種附料補助規程 縣有種畜貸付規程 縣有種者種附料規則 施行手續種牡馬檢查法施行細則 手續工假免狀下附出願 續醫假免狀下附出願手 慶止する。 。 ◇鳥取縣告示第五百三十一號 縣立丹比診療所は昭和二十一年十二月三十一日限りこれを 返し加工料金の統制額指定の件) 昭和二十一年八月鳥取縣告示第三百五十四號(疊の表替裏 設計敷込料金の統制額を次のやうに指定するの 物價統制令第四條の規定によって墨の表替、 **今鳥取縣洛示第五百三十二號** 昭和二十一年十二月二十七日 昭和二十一年十二月二十七日 No. of State 麦替、 三等 一等 一等 等級 裏返し料金 平標刺 四七 五三 四〇 鳥取縣知事 鳥取縣知事

はこれを廢止する。

敬

፰

裏返し料及び

敬

/=

10800

四 四七

四

8 0 8 返し格

最

額

二則 
 २

本表最高額は鳥取縣疊製造統制組合の發行する證 本表最高額は塵麦代及び縁代を含まない。 二等 二等 半帳疊の奏替、 紙と貼付したものの價格とし證紙のないものは五 の三割下げの額とする。 等級 設計敷込料 等 裏返し料金の最高額は本表最高額 最高額 E 00 三、七五 0 學校教員発許狀を授與した。 試験檢定により昭和二十一年八月二十七日次のやうに國民 番発許状の ◆鳥斑蘂岩示事五言三十四號 昭和二十一年十二月二十七日 四丘 四三 74 三九 鳥取縣知事 すみ江 番発許状の 林 四六 T I 四〇 波

四 Ξ

外

息 取 縣 公報

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物配可)

七七

佐

武

渡

邊 Щ

明

彦 夫

打

(第三種郵便物認可)

學校教員免許狀を授與した。 無試驗檢定により昭和二十一年六月二十日次のやうに ◇鳥取縣告示第五百三十五號 四九二八 四八九三 番発 許 號の 四九三六 四九三四 四九三〇 四九三八 四九三二 昭和二十一年十二月二十七日 六五 六 岩 Ш 谷 根原 鳥取縣知事 節 昭 7 林 四九二七 四九二九 番発 四九三一 四九三九 四九三七 四九三五 四九三三 六四 产 齊笠 淑節 子 子 學校教員免許狀を授與した。 無試験檢定により昭和二十一 ◇鳥取縣告示第五百三十六號 四九四二 三八六三 四九四六 四九 三八六五 四九五四 四九五二 四九四八 四九五六 四九五〇 四九四四 昭和二十一 四〇 號の 初等科訓導 横 恩 氏 山松 財 田 年十二月二十七日 田 澄 茂 久 司 江 年六月二十日次のやうに國民 四九四七 四九四五 四九四三 三八六四 番発許狀の 四九五五 四九五三 四九五一 四九四九 四九四 三八六六 Ш 阿 小 野 氏 谷 坂 岩 本 山

成

四九二八 四九一六 四九一四 四九二二 四九一〇 四九〇八 四九〇六 四九〇二 四丸〇〇 四八九八 四八九六 四八九四 四九〇四 長濱山山谷 田根田 見 鳥取縣知事 F 房 利 節 四九一五 四九一一 四九〇七 四九〇五 四九〇一 四八九九 四八九七 四八九五 番発 許狀 四九一三 四九〇九 四九〇三 田 餇 田 一坂 Œ Ξ 三七四九 三七四五 三七四三 三七三九 三七三七 三七三五 三七三三 三七四七 四九六〇 四九五八 西九二六 四九二四 四九二二 三七四一 初等科訓導 中 氏 Ш 桑 佐 \* 藤 村 椋 原 X 伯 本 壽美江 Æ 4 美智子 むめ子 政 放 子 男 寬 子 三七四六 三七四四 三七三八 五七三八 三七三四 上山田 四九五七 四八二五 番発 計 状の 四九二三 三七四二 三七四〇 四九五

ŗ.

(第三種郵便物配可)

鳥取縣公報

號

昭和二十一年十二月廿七日

三七五

А

叔 登貴子 干鶴子

文

太 江 谷

\* 15 h

九

三七五九

智代子

三七六〇

德

佳

枝

勉 子

次

節

嘉須惠

横,中

民 美佐子

江

三七五八

尾 原 原

小

干

三七五四

三七五六

清

雄

昭和二十一年十二月廿七日

鳥灰縣及報

1

 $003g_{\mathrm{B}}$ 

三八二五 三八三三 三八二九 三八二七 三八四一 三八三九 三八三七 三八三五 三八三二 三八四七 三八四三 三八四九 三八四五 三八五 三八五五 三八五三 二八五一 五九 四 主 加 妹 古 田小 松 Ш 3/2 土. 田 圶 藤 尾 本 林 井 貞 節 次 代子 枝 秀 世 枝 郎 子 子 子 三八三六 三八三四 三八三二 三八三〇 三八二八 三八二六 三八四六 三八四二 三八四〇 三八三八 三八四八 三八五八 三八五四 三八五二 三八五〇 三八四四 三八 三八 五六 IE. 上 1 市 細 小 兒 小田 林 田 內 木 田 中 田 木 Щ Ш 本 克 冬 絹 千惠子 芳 文 タキ子 弘 子 慧 子 子 旨 惠 利 子 夫 子 三八六一 三八六三 二九一七 二九一五 番発 許 狀 二九一三 三八六八 二九二一 二九二七 二九二五 二九二三 二九一九 二九一一 二九二九 二九三一 二九三三 號の 初等科准訓導 鎌 中 小 長 髙 氏 大 門 唱 矢田貝 松 生 四 森田 田 野 曲 林 橋 田 江. 脇 村 善 當 す 令 貞 由紀子 昭 美根子 惠美子 史 つゑ子 澄 文 治 子 惠 子 子 子 子 女 江 二九二二 二九一八 二九一六 九一四 二九二六 二九 二九三二 二九二八 二九二〇 番兒 二九二四 二九三〇

三八六四 林 新 原田 久 惠 穦

二九二二 許狀 號の

Щ П 文き 江 享

原 毛 吉

田

恭

子

JII

初都子

利 持

美佐子

久

香代子

英

安 池 扳

千惠子

子

11

三七六一 三七八五 三七八三 三七七二 三七六九 三七六七 三七六五 三七六三 三七七九 三七七五 三七七三 三七八七 三七八一 二七七七七 足 喜代女 きさ于 玲 しげ子 榮 敦 代子 三七六八 11七六六 三七六二 三七七六 三十七二 11七六四 三七七四 三七八六 三七八四 三七八二 三七八〇 三七七八 これより 石 永 = 利 穦 浦 田 久美子 清津子 元 美代子 悅 米 政 薰 勝 重子 子 子 江 三八 三八 三八 三八 三八

80000

三八〇三 三八〇五 三八〇一 三七九九 三七九七 三七九五 三七 气二三 三八〇七 三七九三 三八〇九 九 八 五 = 一七 森 谷 村 淵 田 H 尾 村 田 水 百合子 政 習 龍 豐 美 枝 子 子 三七九四 三七九〇 三八〇八 三八〇四 三人〇〇 三七九八 三七九六 三八一四 三八〇六 三八〇二 三七 三八二二 三八二〇 三八一八 三八一六 三八 三八 ---0 淸 遠 佐田 前 Щ 木 香 赤 有 遠 田 崻 村 田 律 八 愛 とみ 幸 文 站 信 重子

美

急

(第三程系便物器可)

Ŧī.

喜美惠

貞

喜支子

()

務部二十一年十二月廿七日

二九六四 二九六二 二九七〇 二九六六 二九六〇 二九五八 二九六八 二九五五 二九五三 二九五二 二九四九 二九四七 二九四五 二九四三 二九四 二九三九 二九三七 二九三五 松 岩 濱 小 吉 重 尾 田 本 路 池中 IE. 美登理 香葉子 代美 枝 江 惠 二九六九 九六七 二九六五 二九六三 二九六一 二九五九 二九五二 二九五〇 二九四八 二九四二 二九五七 二九五四 二九四〇 二九四六 一九四四 二九三八 尼 四 加 大 业 田 田子川 上藤 澄 幸 喜 光 貞 隆 亀代子 美佐子 子代江代子 子 政 子 榮 1100四 二九九八 110011 111000 二九九六 二九九四 二九九二 二九八六 二九八四 二九八二 二九 二九 二九八〇 二九七八 二九七六 八八八 The O 七二 本 本 千鶴子 周 3 由紀子 悅 ル 艷 陽 リ子 子 11001 二九九九 二九九七 二九九五 二九九一 二九八九 二九八七 二九九三 二九八五 二九八三 二九八一 二九七三 二九七九 二九七七 與 若 櫻 田 浦 本 本 根 崎 升 恋 倉 田 田 田 坂 田 昭 正 敏 智 恭 節 恭 和 昭 千賀子 惠美子 惠美子 博

三〇三六 11101111 三〇二八 三〇二六 三〇一八 三〇一六 IIO 四 O I OIII 1110 三 O O 八 三〇二四 後 籠 田 田見藤 谷 百合子 美奈子 美之里 貞、之 验 よし子 枝子 三〇三七 三〇四三 野田〇三年 三011七 三〇一九 三〇 - 五 三〇二九 <u>=</u> 三〇三九 三〇一七 三〇二五 垣 美代子 富 英 子 三〇七四 CEROPE FIRE 三〇七〇 三〇六〇 OHOE: 三〇七六 三〇六八 三〇六六 三〇六四 三〇六二 三〇五八 三〇五四 三〇四八 三〇四六  $\equiv$ 三〇五六 〇四四 O Ti 七八 千代子 允 服の ð 三〇六一 三〇五九 三〇五七 三〇五五 三0七七 三〇七五 三〇六九 三〇六七 三〇六五 三〇六三 三〇元 三〇四 三〇七三 三 **〇** 四 三〇元に 三〇七一 

昭和二十一年十二月廿七日

森信

良

田

金次郎

古

三〇九八

龍太郎

111 00

節

月

Ш 加

內 納

良

日次のやうに國民

101

三一〇四

三 一 〇 六

裁縫專科訓導

三〇九四 三〇九二 三〇九〇 三〇八八 三〇八六 三〇八四

貴美子

三〇九六

三〇八二

七〇

木

〇九

脇

作 宮

本

田

富士美 初 干

滿子

一七六七

子

六七

小

澄

枝

氏

名

敬

 $\equiv$ 

1

番発許狀の

氏

芳

子

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種郵便物配可)

二四

鳥取縣公報

九〇

八八 八六 八四

惠智子

二七 三五

谷

九 一七 <u>.</u> Б. ----

= 二九

别 宇田

所

愛

川 本

和

田

八重子

子

美枝子

九六 九四 九二 七八

七六 七四

八〇

號

4

昭和二十一年十二月廿七日

(第三種酮便物配可

三七 三五  $\equiv$ 

> 井 田

三〇九五 三〇九三 三〇九九 三〇九七 番発許狀の = 0 三一〇五 三一〇七 七六八 九九 九三 九一 八九 八七 七九 七七 九七 九五 八五 八三 八一 七五 七三 佐 米 氏 水 吉 岩 大 木 坂 田 佐 須磨子 美枝子 須美枝 さつ子 きょ子 靜 鹿 式 照 知 名 子 子 子 江 惠 子 學校教員発許狀を授與した。 左記の者にたいし昭和二十一年十 ◇鳥取縣告示第五百三十七號 番発 計状の 番発許狀の 一七七五 七七九 七七七 昭和二十一年十二月二十七日 六六 二六 ==0 六 二四四 = 오 > === = 一八 養護教員 一六 野 氏 大 氏 生 由 渡 奈 田 口 鳥取縣知事 伯原村 山山田 木 邊 駒治朗 武 喜美枝 美登利 惠美子 ひさ子 和 雄 名 Ŧ. 子 枝 子 子 子 枝 番発許 状の 號の 林 一七七八

三〇八九 三〇八七 三〇八五 三八二 三〇九一 すみ子 佐代子 美惠子 克 七七三 七七五 七七二 七六九 永 和 福 森

農業專科訓導 田 田 千賀子 榮 慶 子 一七七六 番発 許 状の 一七七四 一七七二

田田 靜 江 七七〇 松 田 氏 本 中

惠美子

未 房

子

· 唱即廿一年十二月廿七日即刷		=1
1 1		
<u> </u>		
Ŧ		١
- 1		1
<del>4</del> 1	赤。青安	1
古	· 木 末 達	
即		
刷	乗 節 艶 美 代 子 子	
	代子李	
10	<u> </u>	
1	佐濱	
	佐 濱 * *木 田	4
8 - I	喜 代 美 子	
N.	<b>八</b> 美 <i>→</i>	
=		
<b>西市西丰四月十五</b>	AND AND STREET COMPANY OF THE PROPERTY OF T	
+		
r C		
, ,		
SP .		
FF .		•
行為 対取		
, D		
源		
鳥		
應政		
क्त		- 54
東		
町		,
权		